

ーションを検討することが出来る存在であること。（もちろん、多くの場合、避難所や地域の支援活動と独立 DV アドバイザーは、共通の役割認識を持っていると言える。）

- 地域の法定機関およびボランティア組織と連携関係を構築し、MARAC 合議体を通じて、質の高い、かつ、切れ目のない支援を行っていくこと。
- 安全確保のための支援計画を立案し、刑事司法における各種手続きの中で被害者を支援する（調査や告発などのプロセスを通じて犯罪を報告する、または、犯罪を報告するかどうかの判断をする）。
- DV 被害者およびその子どもに代わって、個人として、或いは組織として、アドボカシー活動を行い、多機関連携による支援の質を向上し、被害者の安全を確保する。
- 担当している案件を適切にマネジメントし、各支援対象者が、ニーズに応じた適切なケア／サービスを受けることができるようとする。
- 地域ごとに異なる様々な状況を把握・尊重し、被害者のニーズ・不安を理解し、被害者が各種サービスにアクセスできる状況になっていることを確認する。
- 所定のトレーニングを修了していること。
- DV 裁判所（Specialist Domestic Violence Court）が設置されている地区では、独立 DV アドバイザーが、司法手続きの各プロセスにおいて被害者を援け、安全を確保する。
- MARAC が適切に機能するようサポートを行う。
- 内務省により要請されるモニタリング活動に従事し、被害者のニーズや要求を適切に把握する。
- 内務省による IDVA の支援制度の諸条件を満たすこと。（4か年の周期で与えられる財政支援が決定されるにあたり、内務省は、IDVA がその諸条件をどの程度満たしているかを審査する。）

一方、内務省による MARAC コーディネーターの要件は以下のとおりである。

- 多機関連携を構成する個々の組織が、適切に連携に参加／貢献できるような定期的な働きかけをする。
- ハイリスク被害者の情報が様々な機関によって照会される際に、共通のリスクアセスメントのツールを用いながら、その情報の整合性が保たれるよう留意する。
- MARAC の多機関連携のミーティングに先立ち、必要な情報を収集し、連携機関へ周知する。
- MARAC 合議体が、最も効果的と考えられるやり方で対象ケースに関する検討に取り組むことができるよう、そして、そのためにふさわしい専門家が合議に参加することを確認しながら、MARAC の議題を確定する。
- MARAC のミーティングの議事録を作成するとともに、今後の行動課題として合意された内容を整理する。（その内容は、MARAC ガイドラインに沿って、該当する機関に連絡される。）
- 被害者に関する情報共有における手続きの規約や、情報照会の様式、調査の様式・

記録など、MARAC 運営の核となる点について、これらが適切に進められるよう情報を整備し、管理する。

- MARAC 合議体の議長を補佐する。
- トレーニングプログラムを修了し、MARAC コーディネーターとして適切に職務を全うできるよう努めること。
- 社会的弱者、社会的／経済的に孤立状態にある人々に寄り添い、抱えているニーズに応えられるよう、多機関連携を戦略的に進めていく。
- 完遂された課題と、未だ完遂されていない課題について、絶えず確認を行いながら、連携支援を進めていく。
- MARAC の連携支援の効果を、隨時評価できるように、支援実践に係る各種データを収集する。
- 必要に応じて MARAC における決定事項が被害者に伝達されるよう手配する。
- MARAC の標準的なプロセスについて、参加する各機関の代表者が認識するよう働きかけ、また、一人ひとりが自らの役割および責任について理解し、必要な場合はトレーニングを受けることを周知徹底する。
- 内務省による MARAC コーディネーターの支援制度の諸条件を満たすこと。（4か年の周期で与えられる財政支援が決定されるにあたり、内務省は、MARAC コーディネーターがその諸条件をどの程度満たしているかを審査する。）

2. MARAC 業務フローと IDVA の役割

MARAC は通常、月 1 回開催される多機関連携のための会議である。そこでの主たる検討事項は、DV 被害者（ハイリスク被害者）の安全である。ハイリスクの特定の仕方については、本研究の前年度の報告書（松繁 2013）で紹介しているので、参照されたい。

1 回の会議では、被害者に関する最新の情報をもとに、被害者の現在のニーズを確認し、今必要なサービスを検討する。ここでは、被害者に限らず、子ども、加害者についても検討がなされる。法定機関に加え、NPO 等のボタンラリー組織も参加者に含まれる。常に同じ機関が参加するというよりは、ケースの内容に基づいてアドホックに参加機関が決まることになっている。会議では、様々な行動課題（警察による対応、保護観察、被害者／子どもに対する措置、健康教育、住居や薬物乱用などの諸問題への対応）が検討・決定される。ここに IDVA による支援も、その課題の一つとして検討されることとなる。

したがって、ハイリスク被害者に対する IDVA の支援活動は、MARAC による決定により開始される。本質的に、被害者と MARAC 合議体の間の橋渡しの役を IDVA が担うこととなる。こうして IDVA による被害者との面談（電話による面談の場合もある）が開始される。ここで IDVA は被害者に対して、MARAC について説明し、いかにしてこれが支援において機能するものであるか、支援策のオプションとしてどのようなものがあるかを伝える。また、被害者が MARAC 会議の俎上に載せてほしいことがどのようなものであるかを尋ねる。

さて、詳細は昨年度の報告書（松繁 2013）にあるように、MARAC に参加する機関

は、統一のリスクアセスメントツール ‘DASH’¹を用いており、警察であれ、ボランティア団体であれ、インテークをした機関は、必ずこのツールを用いて DV 被害のリスクアセスメントを行う。ここで「ハイリスク」と判定された場合に、当該期間は MARAC への委託を申請することとなる。

被害者が DV 被害を告白できないケースでは、専門家による判断に基づいて MARAC への委託を行うことができる。被害者にとって DV の事実を告白することを難しくしている要因は様々なものがあり、例えば、極度の恐れ、告白を難しくさせている文化的な理由、移民手続の問題、言葉の壁、体裁や名誉を「傷つけられた」として行われる暴力 ‘honour-based violence’²などがある。このように、必ずしも統一のチェックリストの基準を満たしたケースのみが MARAC の案件になるわけではない。別の言い方をすれば、チェックリストは、被害者本人と対面による質問を前提としているが、そのような機会を得ること自体が容易ではないケースが少なくないわけで、そのような場合の対応策として、専門家の臨床的判断に一定の権威性が認められていると言える。また、過去 12 か月の間に、暴力が原因で警察が介入した事実が 3 回以上あった場合には、チェックリストにおいて顕著なハイリスクの要因が見られなくても、暴力がエスカレートしている様子が見られ、MARAC による多機関の情報収集／共有が望ましいと判断された場合には、MARAC の案件に上がる。

MARAC の会議が月 1 回開催されることは先述のとおりであるが、1 回の会議では、15 から 20 のハイリスクのケースについて検討が行われる。MARAC コーディネーターが、会議に先立ってポイントを絞っているために、重要な情報の共有をした後、速やかに支援のための行動計画を立てる作業へと進む。

次頁に MARAC による合議のフローを示している。一つの特徴は、会議に先立って（8 日前までに）、ケースごとの重要課題（agenda）が整理され、各参加機関へと送付されるところである。このことは、単に会議の時間を短縮出来るだけでなく、予め重要課題を確認しておくことで、各参加機関は、自らの組織の役割を把握し、それとともにあって他機関へ依頼すべき内容等をまとめておくことが出来るため、会議がきわめて実務的かつ効率的に進められる。それぞれの役割業務については、それぞれの機関が責任を負うこととなっており、MARAC にそれが転嫁されることはない。MARAC はあくまで多機関の合議を成立させることを役割とするものであり、上記のように、効率的かつ円滑な多機関合議のための作業に従事する。

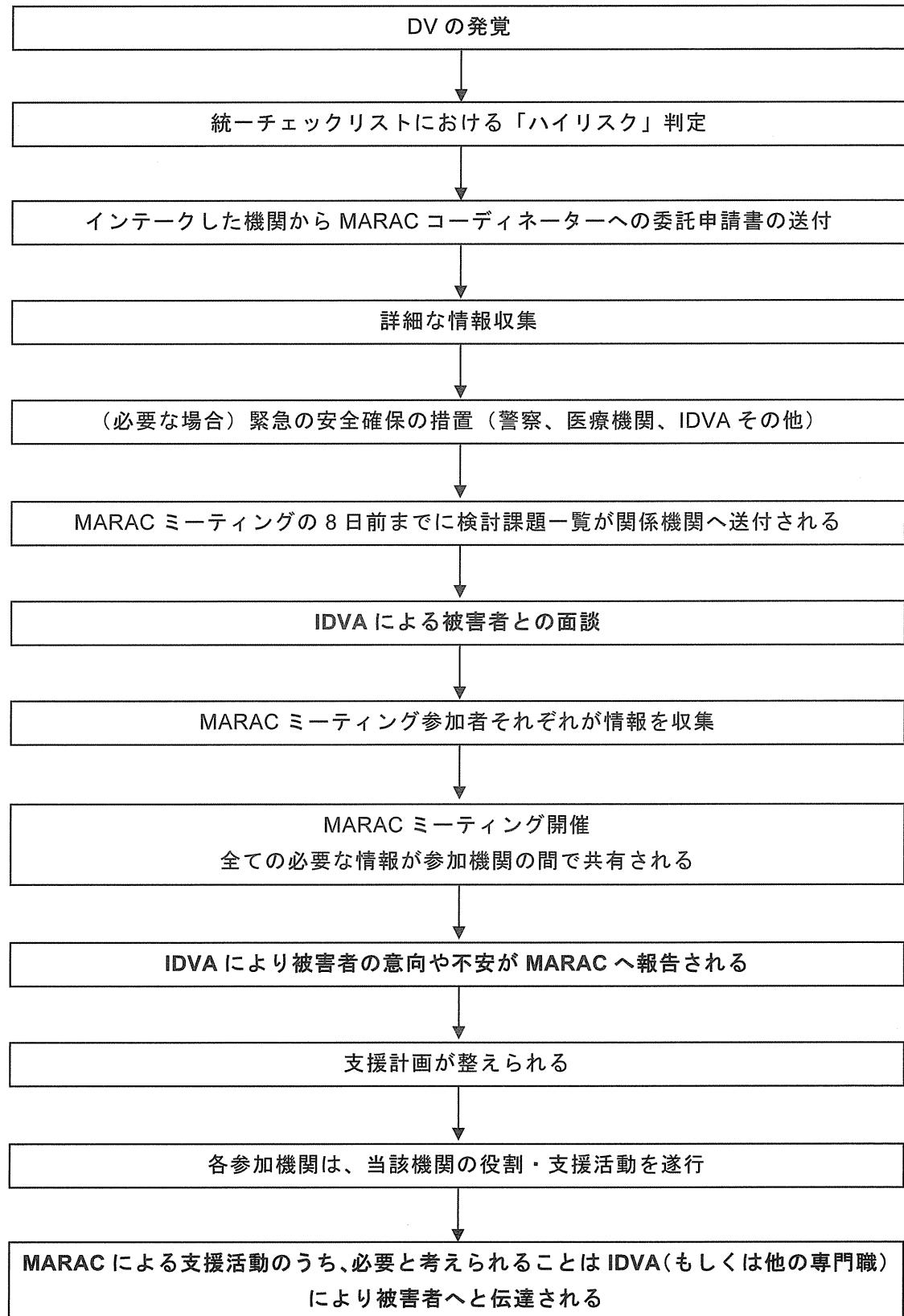
フローを見るとわかるように、IDVA は一貫して DV 被害者の代弁者として、また被害者にとってはワンストップのコンタクトポイントとして機能している。多機関の合議が、被害者の本意に沿わない方向へと進むことのないよう、IDVA は被害者本人に代わって MARAC の会議に参加する。著者が MARAC 関係者に対して実施したインタビューでは、IDVA の名称に独立 ‘independent’ の語がついていることの意味が、繰り返し強調された。すなわち、特定の機関の所属になることで生じるデメリットとして、

¹ Domestic Abuse, Stalking, Harassment and Honour Based Violence の略語

² パートナーの行為（例えば、家事・育児を期待どおりに行わない、自分を引き立てない、自分以外の相手と関係を持った／持った過去がある、子どもを産まない等々）を、家族やコミュニティの「名誉を傷つける」ものとして、振るわれる暴力を指す。

その機関が持つ何らかの優先事項（与えられた役割、到達目標、予算、その他）に拘束されることが想定されていた。（これについては、後半で詳しく述べる。）

MARAC のフロー



IDVA に期待される役割は、DV 被害者との直接の対話を通じて、被害者の置かれて いる状況を適切に理解することであり、その理解に基づいて、被害者にとって最も望ましい状態を実現することにある。次頁の MARAC の業務フローが示しているように、被害者自身が感じている安全面での懸念が、必ず MARAC へと伝達され、多機関のアクションプランにこれが反映される。多機関合議による支援プランのうち、被害者に伝えておくべき内容について、IDVA から伝達が行われる。

3. IDVA 養成コース

前年度の分担研究報告書において述べられているように、MARAC および IDVA の基本的な枠組みを構築する取り組みにおいて中心的な役割を果たしてきたのが CAADA (Co-ordinated Action Against Domestic Abuse) というチャリティ機関であった。日本において「チャリティ機関」という存在は必ずしも日常的に接するものではないかもしれないが、イギリスにおけるチャリティ機関 (charity organisations) とは基本的に、助成金・寄付金等をもとに公益活動を行う非営利組織であり、この点において、日本の NPO 法人にやや近い存在である。

この CAADA が IDVA の養成コースを設置している。先述のとおり、IDVA は基本的に各地域でボランタリーに行われてきたポストであり、明確な制度的資格要件等はない。しかし、既出の “Call to End Violence Against Women and Girls strategic narrative” (2010 年の政府による刊行物で MARAC および IDVA に対する国の支援を充実させていく方針を定めたもの) に明記された財政支援の決定により、CAADA による養成コースが拡充され、トレーニングの機会が整えられつつある。それでは、IDVA の養成トレーニングは、どのような能力・知識によって構成されているのだろうか。

これまで述べてきたように、IDVA の実務において主要な目標は、ハイリスクの DV 被害者および子どもの短期・中期・長期的な安全の確保にある。15 日間のスケジュールで行われるトレーニングでは、この主目的を可能にすると考えられている 5 つの科目群について、それぞれ 3 日間の時間をかけて行われる。このプログラムにより、受講者が得られる能力・知識は大きく 3 点に集約されており、

- ◆ リスクをアセスメント出来て、これについてクライエントとともにマネジメントしていくことが出来る
- ◆ 被害者に対し、最も効果的なサポートを提供できる
- ◆ 一貫性・専門性を保持しながら、被害者が直面している課題に対処することが出来る

とされている。

それぞれの科目において、所定のレベルに到達することが修了要件であり、CAADA より修了証書が授与される。なお、プログラムは内務省によって承認されたものとなっている。2013 年は、Bristol、London、Newcastle の 3 都市でプログラムが開催され、今年 2014 年は、Bristol、London、Leeds の 3 都市が会場となっている。同プログラムは、過去 7 年間にわたって実施され、養成された IDVA の数は約 1,500 名である。

以下、項目に分けて詳細を記していく。

(受講資格)

- ♦ 現在、IDVA または DV の支援員等に職務に就いている者
- ♦ これから IDVA または DV の支援員等の職務に就こうとする者
- ♦ 実際に DV 被害者支援のケースを一定件数持つ DV 支援活動のマネージャー

(参加費用)

- ♦ 先述のとおり、内務省は IDVA 養成のための財政支援を行っており、一定人数の受講者が無料でトレーニングを受けられる。しかしながら、この枠内を超えて受講申し込みがある場合には、自己負担をしなければならず、その金額は 2,800 ポンド（2014 年 1 月 31 日現在のレートで約 47 万円）である。

(到達目標)

プログラムの運営には多分野の専門家が加わっており、刑事司法、家族法、児童保護、性暴力相談所（SARC: Sexual Assault Referral Centres）、住宅サービス（Housing services）などである。このプログラムを終了した時点で到達している内容としては、

- ♦ IDVA としての質の高い支援により、被害者に安心感をもたらすことができる
- ♦ 学習する各トピックについて豊富な知識を持っている
- ♦ グループワーク、コーチング、1 対 1 のフィードバックセッションを通して、自らに対する自信と各種スキルを身につけている
- ♦ 他の IDVA と経験や成功事例を共有できる

の 4 点が設定されている。また、サービスマネージャーとして、

- ♦ DV 被害者および子どもに安心をもたらすことができるよう、サービスの質の向上を図ることができる
- ♦ 事業委託を受け DV 被害者の支援にあたるに際し、組織のスタッフにスキルが十分に備わっていて、支援実践を適切に遂行できる状況にあることを委任者に示すことが出来る

の 2 点が備わっていることが想定されている。

(修了要件)

5 つの科目群（14 日間）のプログラムの受講、および、5 つのワークシートを完成させ提出（オンラインによる提出）し、評価を受ける。時間配分の目安は以下の表とおりである。

受講項目	時間の目安
座学（講義の受講および事前学習）	100 時間
ワークシートの完成	50 時間

ノーショナル・スタディ (notional study) *	150 時間
合計	300 時間

- * 「ノーショナル・スタディ」とは、補完的な学習の時間であり、例えば、各種のマニュアルを読んだり、政府のレポート／ガイダンスを読んで更なる調査課題について検討してみたり、座学で学んだことを復習したりする時間と想定されている。

(科目)

以下の表は、このプログラムの中で行われる科目を表している。これらの科目は、以下の要求を満たすことを基準に設けられている。

- ◆ IDVA ツールキットを用いて、支援実践のスキルを向上させていくことが出来る
- ◆ リスクを特定し、評価し、管理するための専門性と自身が備わっている
- ◆ 刑事司法機関に専門的な意見提供を行うことが出来る
- ◆ 安全確保のための様々な選択肢を活用できる
- ◆ ハイリスク被害者支援のために使用される各種のツール、技術、知識を応用することができる

予定	各科目
1, 2, 3 日目 (科目群 1)	「IDVA の役割とツールキット」 「セルフケアと代理トラウマ」 「個別性の理解」 「レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々の被害経験における複雑な問題」 「男性への対応とスクリーニング」
4, 5, 6 日目 (科目群 2)	「リスクの特定、評価、管理」 「MARAC (Multi-Agency Risk Assessment Conferences) について」 「多機関連携スキル」
7, 8, 9 日目 (科目群 3)	「DV への刑事司法手続」 「ケースマネジメント」 「個別指導」
10, 11, 12 日目 (科目群 4)	「民法」 「児童の保護」

	「メンタルヘルスと薬物使用」
13, 14 日目 (科目群 5)	「ホームレスと住宅支援策」 「'Honour'-Based Violence と婚姻の強要」 「性暴力」

上記の科目一覧に関して、以下補足をしておく。

被害者支援において、被害者の人生の再構築へ向けてのエンパワメント／動機づけを行っていくことが、IDVA の行う重要な作業とされている。IDVA の「ツールキット」は、この作業を進めていくうえで用いられるもので、以下の各項目の重要性について理解を深めることができることが、当該科目の中で意図されているところとなっている。

- ◆ 動機づけ面接
- ◆ 「変化の局面」を活かす
- ◆ アクティブ・リスニング
- ◆ 自己主張
- ◆ 交渉
- ◆ Pro-social modeling (対人援助技術の一つ。加害者への面談等で活用される。)

DV の「リスク」がいかなるものであるか、を理解するための科目では、リスクの特定、評価、管理にとどまらず、DV が児童虐待や殺人などと密接に関連する点についても学び、DV の様々な問題を重層的に理解していく。「リスクの管理」については、個別支援におけるリスク管理と、MARAC のような組織体・合議体としてのリスク管理の両面を学習する。

イギリス国内で実施されている DV 被害者への様々な支援制度についての知識の獲得も、プログラムにおいては重要な要素となっている。先述のとおり、刑事司法、家族法、児童保護、性暴力相談所 (SARC: Sexual Assault Referral Centres)、住宅サービス (Housing services) など、広範にわたる支援制度の詳細について熟知していることが、IDVA としての被害者サポートの質を向上させると考えられている。また、リスクに関してはさらに、専門職としての説明責任、専門性、一貫性を持って意思決定を行う訓練が行われる。その上で、リスクに対する適切な把握を支援計画に結び付けていく能力を養成していく。

知識の獲得のみならず、「confidence building」すなわち様々な専門職が連携を図る MARAC の中で、IDVA が一専門職として協働するにあたっての自信を築くことも重視されている。IDVA が被害者の自立を促し、被害者自身にとって長期的に見た場合の最も望ましい状態に至るために、多職種が効果的に連携する際の戦略的なアプローチ等について学ぶ。そこでは、IDVA が自らの仕事をモニタリングし、正しく自己評価をすることで、被害者へのサポートの質が向上することが学習される。

前節で、MARAC の一連の業務フローについて見てきたが、IDVA がそのフローの中でどのような動き方をすることが効果的であるのか、が重要な理解ポイントとなって

いる。

このプログラムに含まれていない内容として、以下の点が挙げられている。

- ◆ カウンセラーとなるための技術
- ◆ 被害者の後見人になるためのトレーニング
- ◆ 子どもへの直接の権利擁護の関わり方
- ◆ パートナーではない相手から受ける性暴力

つまり、CAADAによるこのIDVA養成プログラムは、主として男性パートナー（恋人、配偶者）および元パートナーから暴力を受けた女性の被害者をサポートする内容に焦点を当てているものであり、性暴力全般を学習できるものとして理解することは適切ではない。

4. IDVAの‘independent’の持つ意味

本研究を実施するに当たり、カーディフ大学のAmanda L Robinson博士から、様々な面で協力を受けた。Robinson博士は、MARACの立ち上げ時から、様々な実証研究を重ね、MARACおよびIDVAが全国的な拡大に寄与した研究者である。このRobinson博士が2009年に発表した調査報告書 *INDEPENDENT DOMESTIC VIOLENCE ADVISORS: a process evaluation FINAL EVALUATION REPORT*には、IDVAを対象に実施したインタビュー調査をもとにした、この制度に関する多くの示唆／提言が含まれている。とくにIDVAという名称・位置づけの鍵となっている‘independent’（独立）という概念についての論考は、きわめて示唆的である。

Robinson博士(2009)によると、IDVAの「独立」は、第一に運営資金の独立、第二にIDVAの活動の場の独立があるという。現在は、内務省とその委託を受けたCAADAが、IDVAの財政的な基盤をなしているわけであるが、もし他の、例えば警察や裁判所等の公的機関から活動資金を受けた場合には、現行のIDVAの役まわりを担うことは難しいだろうとRobinson博士は指摘する。この点については、昨年度の現地調査でRobinson博士のインタビューを行った際にも説明を受けた。すなわち、警察には警察としてのミッション（例えば「検挙」）があり、その他の公的機関にも各々のミッションがあり、それらが組織としての行動論理を規定するという。Robinson博士は、それ自体を否定しているわけではなく、ハイリスクDV被害の女性をサポートしていく中では、しばしば、そのような公的機関の論理とは必ずしも合致しないようなケアが求められる状況が生じるという。したがって、多機関合議体 MARACと被害者本人との橋渡しの立場にあるIDVAが、資金面で他の公的機関から「独立」していることが不可欠であるという。

では、第二の「活動の場の独立」とは何を意味するのだろうか。Robinson博士の同報告書によれば、法的・公的機関には公衆の福利厚生のための機関として存立基盤があり、DV被害だけでなく、他の様々な任務を遂行することを社会から要請されているという。一方で、IDVAの存在意義は「DV被害者の安全確保」の一点にある。Robinson博士の指摘の意図は、すなわち、IDVAの活動が公的機関の職掌の中に位置づけられると、その存在意義が潜在的に脅かされる可能性がある、という点にある。これらの

指摘は、IDVA を理解する上で非常に重要な点であると思われる。

D. 考察

イギリスでは、DV 被害者支援に限らず、保健や福祉の領域で、中間的組織の果たす役割が歴史的に見て非常に大きい。ここでいう「中間的組織」とは、例えば、本稿で言うところの CAADA のようなチャリティ機関、つまり市民による自発的行動の母体を指している。

生活者として、社会の一構成員として、憂慮すべき問題に対して、その改善策を練り、必要に応じて、それを制度化・行政化していくために必要なエビデンスを収集し、これを政府へと働きかける。このような流れから、高齢者や社会的弱者の救済のための施策が発展してきたのが、イギリスにおける保健・福祉のサービス体制の一側面である。

実際にハイリスク DV 被害者の支援においても、CAADA による情報収集・分析・市民への啓蒙の諸活動が、内務省を動かし、IDVA・MARAC の全国拡大に結び付いた。この点を理解せずに、単純に IDVA の概容を日本のコンテクストに引き入れて議論することは適切ではないと思われる。

イギリスにおいて見られる、中間的組織が育んできた福祉という状況は、日本の福祉とは相違点が少なくない。しかしながら、日本にとって、イギリスの仕組みの中に検討するに値する点は決して少なくないと思われる。IDVA における「独立性」の問題は、その一つであるのではないだろうか。ハイリスク DV 被害者の安全確保のためだけに存在し、様々な法的・公的機関の規定／制約を受けないポストの持つ機能は、一定の普遍性を持って DV 被害者支援の現場に意義を持つものであるだろう。

[参考引用文献]

- CAADA (2014) *Independent Domestic Violence Advisor (IDVA) training.* (Internet) CAADA.
(Available from:
http://www.caada.org.uk/learning_development/IDVAtrainingIntro.htm) [Accessed on January 21, 2014]
- Cardiff MARAC (2012) *Cardiff Domestic Violence Multi-Agency Risk Assessment Conferences.* Cardiff MARAC, Cardiff.
- Home Office (2010) *GRANT FUNDING FOR INDEPENDENT DOMESTIC VIOLENCE ADVISERS (IDVAs) and MARAC COORDINATOR/ADMINISTRATORS,* Home Office, London.
- 松繁卓哉 (2013) イギリスにおける多機関リスクアセスメント会議 (Multi Agency Risk Assessment Conferences) の運営手法. 厚生労働省研究費補助金政策科学推進研究事業 女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価 平成 24 年度総括・分担研究報告書.
- Robinson A. (2009) *INDEPENDENT DOMESTIC VIOLENCE ADVISORS: a process evaluation FINAL EVALUATION REPORT.* (Internet) Cardiff University. (Available from: <http://www.cardiff.ac.uk/people/robinsona>) [Accessed on January 22, 2014]

South Wales Police (2012) Cardiff MARAC Induction Pack. South Wales Police, Cardiff.

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
阪東美智子, 森川 美絵	全国の婦人相談所の運営に関する実態調査	厚生の指標	60(12)	32-38	2013
Tsutsui,T, M Otaga, S Higashino	Factors associated with high-risk of maltreatment in mother-child relationship: Data analysis of mothers and children placed in maternal and child living support facilities	Review of Administration and Informatics	印刷中		

(学会発表)

森川美絵, 阪東美智子. 職員調査から捉えた婦人相談所の業務運営の課題—婦人保護事業における女性・母子の保護支援機能の強化にむけた研究. 日本社会福祉学会 全国大会 第61回秋季大会 ; 2013年9月 ; 北海道札幌市 ; 報告要旨集.

阪東美智子, 森川美絵. 婦人相談所一時保護利用ケース調査から捉えた対象者の属性とその対応—婦人保護事業における女性・母子の保護支援機能の強化にむけた研究. 日本社会福祉学会 全国大会 第61回秋季大会 ; 2013年9月 ; 北海道札幌市 ; 報告要旨集.

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」

平成25年度 総括・分担研究報告書

2014(平成26)年3月

発行：「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」研究班

研究代表者 国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部 森川美絵

〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6

Tel: 048-458-6111 (代表)

